

添付書類一覧表（マイナンバーなし）【伯父母、叔父母、甥、姪、義父母、その他】

①「被扶養者異動届」にマイナンバーが未記載、及び「個人番号（マイナンバー）届」が後日のご提出となる場合に、この一覧表をご確認ください。

被扶養者異動届と一緒に、下記一覧表より該当する添付書類のご提出が必要です。

②マイナンバーを「被扶養者異動届」に記載、または「被扶養者異動届」と「個人番号（マイナンバー）届」を同時にご提出いただく場合は【添付書類一覧表（マイナンバーあり）】をご確認ください。

③被扶養者の状況をご確認いただき、該当する添付書類をすべてご用意ください。（※項目に該当しない場合は添付不要です）

④書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の記名がされた**日本語の翻訳文**をご添付ください。

⑤添付いただく公的書類は、被扶養者異動届の提出日から、**原則として3か月以内に発行されたもの**をご提出ください。

⑥添付書類はコピーをご提出ください。ご添付いただいた書類は原則返却できません。

被扶養者の状況		必要な添付書類(マイナンバーなし)	
状況にかかわらず添付が必須		被扶養者現況表 同居の確認ができる世帯全員の住民票(続柄記載されているもの)	
状況にかかわらず添付が必須(ただし、大学生以下は不要) ※「大学生以下」とは、夜間・通信制を除く大学生・専門学生・短大生・高校生、中学生、小学生、未就学児をいいます。なお大学院生は「大学生以下」には含まれません。		所得証明書または課税証明書(発行できない場合は、非課税証明書で可) ※外国籍の方で入国して間もないため、所得証明書が発行されない場合は、在留カード または 住民票(在留資格記載)を添付	
収入確認のための添付書類 収入なし・あり・大学生	大学生、専門学生、短大生、高校生の場合 ※中学生、小学生、未就学児の場合は「学生証または在学証明書」の添付は不要です。	学生証 または 在学証明書	
	収入なしで、直近で退職をしている場合 ※直近の所得証明書に給与収入が載っている場合 ※大学生以下は不要		
	<1月～5月の申請> 直近1月以降に退職している場合に添付 <6月～12月の申請> 直近1月以降に退職している場合に添付	雇用保険に未加入	退職・派遣登録抹消証明書(※TJKホームページよりダウンロード) ※退職した会社で記載されたもの
		失業給付(基本手当)を受給する	雇用保険受給資格者証 または 雇用保険受給資格通知
		失業給付(基本手当)を受給しない	雇用保険資格喪失確認通知 または 離職票1・2
		すでに失業給付(基本手当)の受給が終了している	「受給終了」の記載がある雇用保険受給資格者証 または 雇用保険受給資格通知
		受給期間を延長する	受給延長通知 ※ただし出産予定の方は離職後1ヶ月以内の申請に限り、離職票1・2と母子手帳で可
		公務員等で雇用保険の適用がない場合	辞令
	収入がある場合、①～⑥のうち該当するものをすべて添付 ※大学生以下は添付不要		
	①パート・アルバイト等で就労中	雇用条件証明書(※TJKホームページよりダウンロード)	
②年金・恩給 受給中	受給中	年金振込通知書 ※直近で発行されており、現在の受給金額が確認できるもの	
	申請中・これから受給予定	年金見込額照会回答票	
③自営業・個人事業主・不動産・配当所得等(給与・年金以外)	確定申告書(直近2年分) + 所得税青色申告決算書(損益計算書)(直近2年分) ※別冊「被扶養者の手続き」p.12をご確認ください。		
④転職による収入低下	離職票1・2 または 退職証明書 + 雇用条件証明書(※TJKホームページよりダウンロード)		
⑤契約変更による収入低下	資格喪失証明書 + 雇用条件証明書(※TJKホームページよりダウンロード)		
⑥自営業を廃業した場合	廃業届 または 被扶養者申請にかかる申立書(自営業者用) + 確定申告書(直近1年分)		
その他の添付書類 該当するものを確認	同居により扶養を開始した場合	同居の確認ができる世帯全員の住民票	
	日本国籍を有しない来日した家族を申請する場合	在留カード または 住民票(在留資格記載) ※在留資格が「特定活動」である場合は、「指定書」を追加でご添付ください。 ※別冊「被扶養者の手続き」p.7をご確認ください。	
	被保険者と苗字が異なる場合	被保険者との続柄が確認出来る書類(戸籍謄本や住民票等)	
	任意継続被保険者として健康保険組合に加入していたが、その資格を喪失した場合	任意継続被保険者資格喪失通知	
	傷病手当金、出産手当金等の給付金の受給が終了した場合	受給終了が確認できる通知書等(出産手当金の場合は出産日が確認できれば添付不要)	
	海外へ居住している (例外要件に該当している) ※非該当の場合は認定不可	①外国において留学をする学生	ビザの写しまたは学生証の写し等 ※日本語以外の場合は和訳を添付
		②外国に赴任する被保険者に同行する者	ビザの写しまたは海外赴任辞令の写し等 ※日本語以外の場合は和訳を添付
		③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で、一時的に海外に渡航する者	ビザの写しまたはボランティア派遣期間の証明等 ※日本語以外の場合は和訳を添付
		④被保険者が海外に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者	出生証明または婚姻証明等の写し ※日本語以外の場合は和訳を添付
		⑤①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※TJKにて個別に判断
扶養者の変更 (※夫婦共同扶養の場合は「他の家族」を「配偶者」と読み替える)	①被保険者(本人)の契約変更により扶養者を変更する場合	被保険者(本人)の雇用条件証明書(※TJKホームページよりダウンロード) + 他の家族の収入確認書類(源泉徴収票、所得証明書、雇用条件証明書、確定申告書 等)	
	②他の家族の契約変更により扶養者を変更する場合	他の家族の雇用条件証明書(※TJKホームページよりダウンロード) ※被保険者(本人)の収入確認書類は不要です。	
	③他の家族の退職により扶養者を変更する場合	他の家族の退職確認書類(離職票1・2、退職派遣登録抹消証明書 等)	
	④他の家族の死亡により扶養者を変更する場合	資格喪失証明書 ※死亡診断書等の死亡日が確認できる書類でも可	
対象者の父母が健在の場合	父母の所得証明書 ※対象者と別居して生計関係がない場合は添付不要です。 ※対象者の父母が既に被保険者の被扶養者となっている場合は添付不要です。		
対象者の配偶者が健在の場合	配偶者の所得証明書 ※対象者と別居して生計関係がない場合は添付不要です。 ※対象者の配偶者が既に被保険者の被扶養者となっている場合は添付不要です。		

※雇用条件証明書(当組合指定用紙)は、雇用条件証明書の内容が網羅されていれば勤務先が発行した雇用契約書でも可

※夫婦共同扶養については、別冊「被扶養者の手続き」p.6をご確認ください。